

# 由布市 子育てのための施設等利用給付認定の手続きについて

〈お問い合わせ〉

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地  
由布市役所 子育て支援課 097-582-1262（直通）

〈書類の提出先〉

本庁舎新館1階 子育て支援課  
挾間庁舎 挾間地域振興課 福祉保健係  
湯布院庁舎 湯布院地域振興課 福祉保健係

この案内には、由布市における子育てのための施設等利用給付認定に関する利用手続きや必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

なお、受付は随時行っておりますので、お気軽にご相談してください。

## 1 認定申請ができる方

下記施設・事業を利用する場合、認定を受けることによって、上限額まで無償化の対象となります。既に教育・保育給付認定の2、3号を受けている方は、手続きは不要です。

認定区分	保育の必要性	対象施設・事業	認定要件
新1号認定	無	新制度未移行幼稚園 国立幼稚園 特別支援学校幼稚部	満3歳以上の小学校就学前の子ども（新2号及び新3号認定に該当する子どもを除く）
新2号認定	有	預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育の必要性がある子ども
新3号認定			満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯（※）の子ども

※ 4月～8月は前年度市町村民税、9月～3月は当年度市町村民税により認定

## 2 保育の必要性の事由と有効期間



保護者が次のような状況にあり、保育を必要とする場合に新2号、新3号の申請対象となります。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期間
就労	月64時間以上（休憩を含む）就労している、または就労の予定がある（家事手伝いは不可）	仕事をしている期間
産前産後	妊娠中や出産後まもない	出産予定月の前2ヶ月から、「出産予定月の後2ヶ月」または「出産日から8週間経過する日の翌日が属する月」の遅い月の末日まで
疾病等	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある（診断書による入所は、原則2週間に1度通院していることが必要）	療養等に必要な期間
親族介護	同居親族を常時介護、または看護している（診断書による入所は、原則2週間に1度通院していることが必要）	介護・看護に必要な期間
災害復旧	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	必要な期間
求職活動 ※1	求職活動を継続的に行っている	仕事を始めるまで（最長2ヶ月間）
就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学期間
虐待・DV避難	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	必要な期間
育児休業中の継続入所	育児休業開始時点で児童が施設等を利用している	育児休業の対象となる児童が1歳となる月の末日まで ※2

※1 1世帯につき、同一年度に1度しか利用できません。

※2 一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、認可外保育施設一時利用等は施設の継続利用に該当しないため対象外となります。

### 3 認定申請・利用申請に必要な書類について



(1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届

(2) 保育を必要とすることを証明する書類（父、母それぞれ必要） ※新2号、新3号のみ

保育の必要な事由	必要な書類
就労、育児休業	就労証明書（就労予定を含む） ※利用希望月の前3ヶ月以内のもの
産前産後	母子手帳の写し
疾病等	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は保育所入所用診断書）
親族介護	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は保育所入所用診断書）
災害復旧	り災証明書の写し
求職活動	求職申立書
就学	在学証明書 または 学生証の写し
虐待・DV避難	子育て支援課までお問い合わせください

※この表の他にも、必要に応じて証明書等をお願いする場合があります。

#### <注意>

- ・書類の提出がない場合は、認定を取り消すことがあります。
- ・世帯で複数児童の申請をする場合は、（2）の書類を世帯で一部提出してください。
- ・世帯の他の未就学児童が、保育所等の申込みを行う場合は、（2）の書類を省略することができます。

### 4 上限額について

下記上限額まで無償化の対象となります。

対象施設・事業	無償化上限額
新制度未移行幼稚園	月25,700円
国立幼稚園	月8,700円
特別支援学校幼稚部	月400円
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、預かり保育	新2号：月11,300円または、450円×月利用日数の少ない額 新3号：月16,300円または、450円×月利用日数の少ない額
認可外保育施設等 （病児保育事業、一時預かり事業（一般型）、ファミリー・サポート・センター事業を含む）	新2号：月37,000円 新3号：月42,000円 ※新制度未移行幼稚園を利用の場合は上記額から25,700円を引いた額

#### <注意>

- 下記2点に該当する一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、預かり保育を実施している施設に通う児童は認可外保育施設等の無償化の対象外となります。
- ・教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供が8時間以上
  - ・年間開所日数が200日以上